
プロジェクト	法人税等会計基準等の改正について	
項目	税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）	聞かれた意見への対応

本資料の目的

1. 2022 年 3 月に公表された本公開草案に対するコメントへの対応案に関して、第 80 回税効果会計専門委員会（2022 年 6 月 27 日開催）、第 81 回税効果会計専門委員会（2022 年 9 月 5 日開催）及び第 483 回企業会計基準委員会（2022 年 7 月 19 日開催）において審議を行っている。
2. 本資料は、税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に対するコメントへの対応に関して、第 483 回企業会計基準委員会において聞かれた意見を踏まえた対応案について、ご意見をお伺いすることを目的としている。

企業会計基準委員会で聞かれた意見及びその対応案

（第 483 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

3. 第 483 回企業会計基準委員会において、税金費用の定義に関して、次の意見が聞かれている。
 - (1) 従来、企業会計基準及び企業会計基準適用指針等において、「税金費用」という用語をその他の包括利益に関する法人税等及び税効果に対して使用しておらず、本改正によって「税金費用」の用語が意味する範囲を広げることになるのではないか。
 - (2) IFRS 会計基準では、「税金費用 (Tax expense)」を「ある期の純損益の計算に含まれる当期税金と繰延税金 (current tax and deferred tax) との合計額」と定義しており (IAS 第 12 号第 5 項)、今般の改正によって、その他の包括利益に関する法人税等及び税効果に関しても「税金費用」と定義することで、日本基準と IFRS 会計基準における「税金費用」の意味する範囲が異なることになり、利害関係者の混乱を招くのではないか。

（公開草案の提案内容と当該提案に至った経緯）

4. 前述の聞かれた意見への対応を検討するにあたり、公開草案の提案内容及びその提案に至った経緯は以下のとおりである。

公開草案における税金費用の定義

5. 公開草案における企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「包括利益会計基準」という。)の改正文案第 8 項では、「税金費用」の用語について、次のように提案している(現行基準からの追加部分に下線を付している。)

(HP では非公表)

7. また、「税金費用の累計額」の用語について、公開草案では本改正による他の会計基準等についての修正として、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下「純資産会計基準」という。)の改正文案では、次のように提案している(現行基準からの追加部分に下線、削除部分に取消線を付している。)

(HP では非公表)

公開草案の文案に至った経緯

9. 公開草案では、所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することを提案している。そのため、その他の包括利益について、関連する税効果のみならず、関連する法人税等についても、その他の包括利益の区分に計上されることになり、これに関連する企業会計基準等の修正にあたっては、関連する法人税等及び関連する税効果を合わせたものを意味する用語として、従来から複数の企業会計基準等で使用されていた「税金費用」の用語¹を用いて改正文案の提案を行った。
10. また、公開草案の公表に向けた審議の過程で、会計期間内における発生額(フローの概念)を示す表現と、会計期間末における残高(ストックの概念)を示す表現のいずれにも「税金費用」という用語を使用して提案を行っていたことに対して、どちらの概念を意味するのかがわかりづらいという意見が聞かれ、「税金費用」及び「税金費用の累計額」という表現で両者を書き分けることとしていた。

(公開草案へのコメント対応の過程で聞かれた意見を踏まえた事務局の対応案)

事務局の対応案

11. 公開草案の公表までに聞かれた意見、並びに公開草案に寄せられたコメント及びコ

¹ 例えば、企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」第 15 項、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 11 項、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」第 21 項(8)などがある。

メントへの対応案に関する審議の過程で聞かれた意見を踏まえ、次の方針で修正を行うことを考えている。

- (1) その他の包括利益に関する「税金費用」という用語を用いず、本改正に伴う法人税等の取扱いを、従来の税効果に関する取扱いに追加する形で修正を行う。
- (2) 「税金費用の累計額」の用語については、本改正に関連して修正する各々の企業会計基準等における税効果の調整を意味する従来からの表現（例として、「繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除」（企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第8項）、「税効果を調整の上」（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第13項）、「税効果会計適用後」（企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」第5項）等の表現）について、公開草案ではこれら各々の表現と、本改正に関連する法人税等を併せて一律に「税金費用の累計額」という用語に置き換えた修正文案の提案を行っていたが、税効果の調整を意味する従来からの各々の企業会計基準等における表現に戻したうえで、本改正によって関連する法人税等も考慮することを示す表現（例として、「当期までの期間に課税された法人税等の額」）を追加する形で修正を行う。

12. 前項の対応案に従った具体的な修正文案の一例は次のとおりである²。

「税金費用」の用語の修正

- (1) 包括利益会計基準第8項では、「税金費用」の用語を用いず次のように修正する（現行基準からの追加部分に下線を付している。）。

(HP では非公表)

「税金費用の累計額」の用語の修正

- (1) 純資産会計基準第8項では、「税金費用の累計額」の用語を用いず次のように修正する（現行基準からの追加部分に下線、削除部分に取消線を付している。）。

(HP では非公表)

² 当文案を含む主要な修正文案は別紙にお示ししている。

15. 本改正は法人税等の計上区分を見直すことを目的としたものであって、税金費用の定義や税効果の考え方を変更するものではない。そのため、上記の対応案により、税効果に関する従来の各企業会計基準等の表現は変更せずに、本改正に伴って関連する法人税等を税効果と合わせて考慮することを従来の表現に追加する形の修正とするほうが、公開草案で提案している「税金費用」や「税金費用の累計額」という用語を使う場合と比べて、本改正の意図をより忠実に示すものになると考えられる。
16. また、フローの概念とストックの概念の表現の書き分けについては、税効果に関する記載は従来の表現から変更しておらず、関連する法人税等に関する記載は、本改正によって修正する各企業会計基準等の本文において、ストックの概念を示す場合はそのような意味であることが理解できるような表現（例として、「当期までの期間に課税された法人税等の額」等）とすることで、本資料第 10 項の意見にも対応したものになると考えられる。
17. なお、本修正対応により、公開草案で提案している複数の企業会計基準等の改正文案について修正が生じるが、第 11 項及び第 12 項に記載のとおり、「税金費用」や「税金費用の累計額」の内容を具体的に記載したものであるため、いずれも公開草案から取り扱いを変更するものではなく、形式的な表現の見直しであると判断している。

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会で聞かれた意見に対する事務局の対応(案)について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙) 本修正提案に基づく主な修正文案

(HP では非公表)

以 上